

第 2 章 北広島市の環境の現状と課題

1 . 北広島市の概況

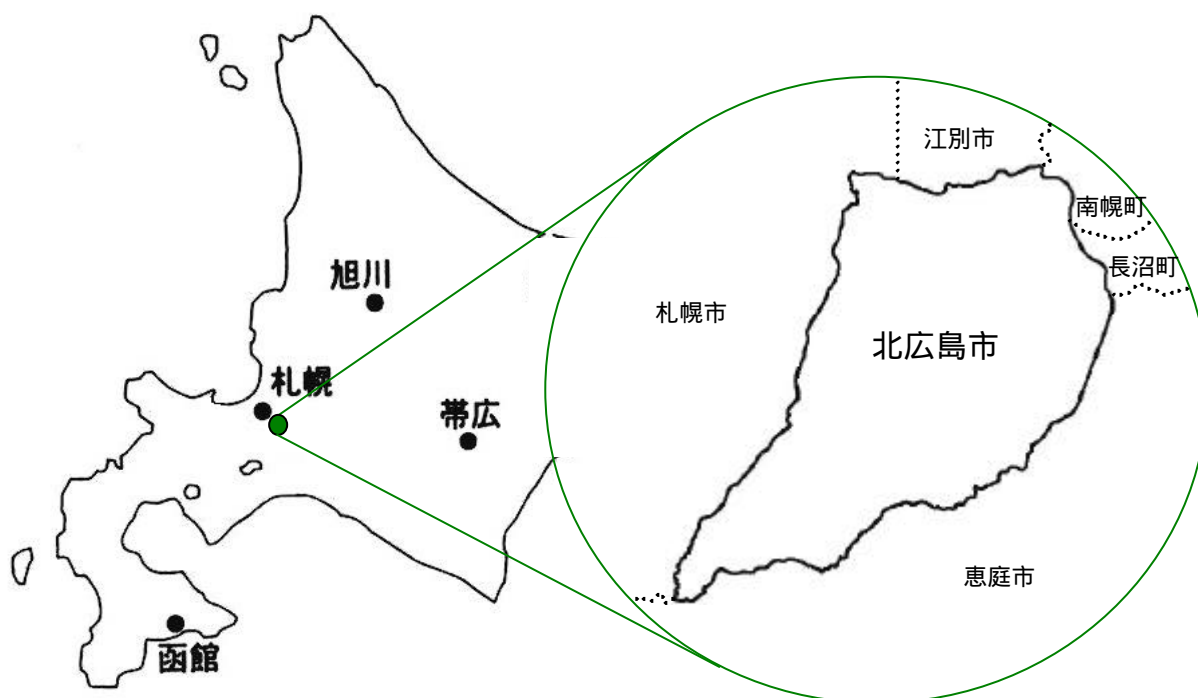
(1)沿革

市名の「広島」は、明治 17(1884)年に広島県人 25 戸 103 人が入植し開拓されたことによります。明治 27(1894)年には村名を広島村とし、広島村戸長役場を開設しました。その後、順調に発展を続け、昭和 43(1968)年 9 月には町制を施行、平成 8(1996)年 9 月には市制を施行し、現在に至っています。

(2)位置・地形

本市は、石狩平野の南部に位置する周囲約 52.5km、総面積 118.54km²の都市です。市の北西は札幌市、北は江別市、東は千歳川をはさんで長沼町と南幌町に、南は恵庭市に接しています。

地形は、市域の最高地点である南西部にある島松山(標高 492.9m)から、北東方面に標高 100m 前後の緩傾斜面の波状台地が広がっており、千歳川流域の平地に連なっています。波状台地からの幾筋もの水の流れが河川となって、千歳川などを経て、石狩川に合流し、日本海へとそそいでいます。



地区・地域の区分

本計画では、下の図のように市域を3つの「地区」に区分します（北広島市総合計画に基づく区分）。そのうち市街地を細かくみるときは、5つの「地域」に区分します。東部地域と北広島団地地域は東地区に、大曲地域と西部地域は西地区に、西の里地域は西の里地区に含まれるものとします。

地区・地域区分

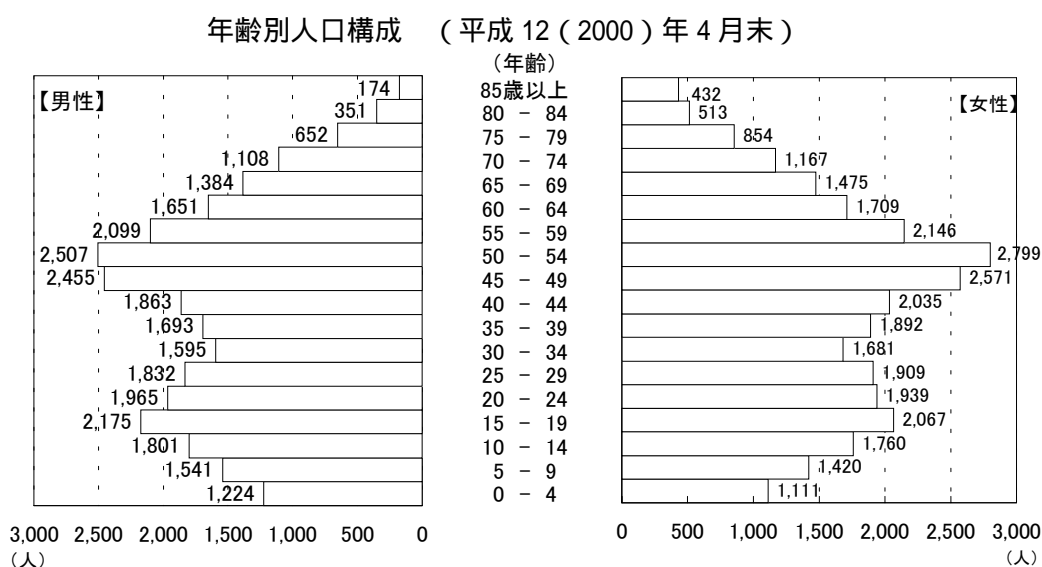
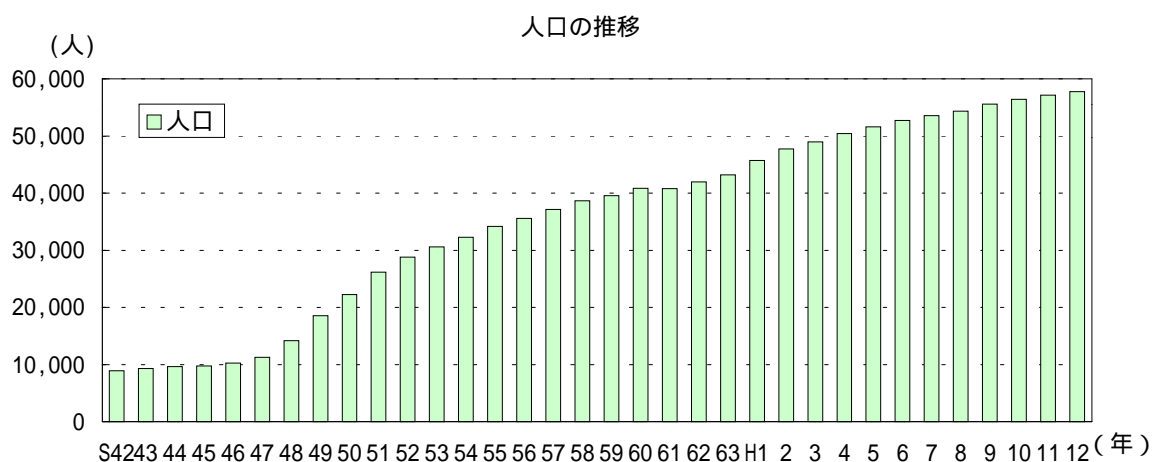


(3)人口

住民基本台帳によると、本市の平成12(2000)年4月末における人口は57,550人で、その推移をみると、北広島団地の開発が始まった昭和45(1970)年以降、急増しており、その後も宅地供給が進むにつれ漸次増加し、平成4(1992)年7月には5万人を突破し、現在に至っています。

地域別にみると、北広島団地地域と東部地域をあわせた東地区が総人口の半数以上を占めており、近年では東部地域及び大曲地域の人口が伸びています。

年齢別人口構成では、40代後半～50代前半が多くなっており、10代前半以下の世代が少なく少子化の傾向がみられます。また、今後高齢化が進むことが予想されます。



(4) 産業

本市の産業構造は、サービス業及び卸売・小売業・飲食店などの第 3 次産業が多い都市型の産業構造となっています。事業所数、従業者数はともに 20 年で約 2 倍になっています。産業別の従業者数ではサービス業(32.8%)が最も多く、卸売・小売業・飲食店(21.8%)、製造業(14.9%)、運輸・通信業(14.0%)といった順になっています(平成 8(1996)年)。近年では、印刷業、流通業など都市型産業の集積が進む傾向にあります。

平成 9(1997)年における工業(従業者 4 人以上の事業所)の製造品出荷額等は、約 905 億円で、業種別では金属製品(26.3%)、食料品等(20.8%)、化学工業(17.3%)などが主なものとなっています。

平成 10(1998)年の農用地面積は約 1,690ha で、畑と田がおおよそ 2 対 1 の割合となっています。農業粗生産額(平成 9(1997)年)は約 45.7 億円で、養鶏をはじめとする畜産が 5 割以上を占めています。

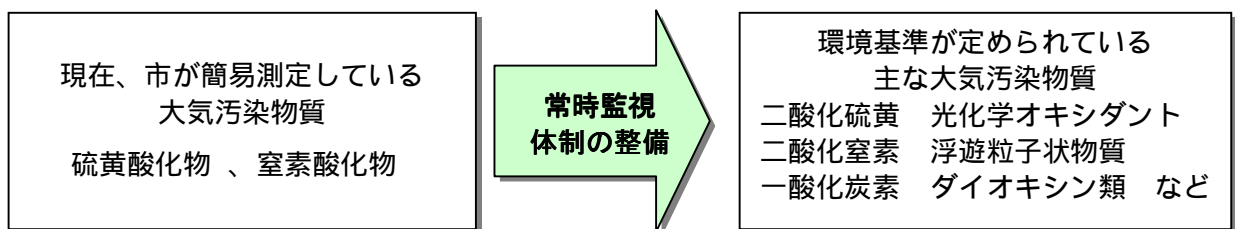
今後、人口の増加や工業団地への企業誘致などにより、産業活動の拡大が予想されることから、交通量や廃棄物、エネルギー消費の増加など、環境へ与える影響が増大することが懸念されます。特に、本市は住宅地と事業用地が近いことから、産業活動の拡大が市民生活に与える影響を最小限にしていく企業の努力、及びそれを支援する行政の取組が求められています。

2 . 生活環境の状況（健康・安全）

(1)大気の汚染

大気環境の測定体制

大気環境については、呼吸とともにダイオキシン類や浮遊粒子状物質 などの汚染物質を取り込むことで、人の健康に対し悪影響を与えるという指摘がなされています。このため、本市では、環境基準 が定められている浮遊粒子状物質などの汚染濃度を測定する体制が必要となっています。



浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 μ m 以下のもの。人の気道などに沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。現在は、大気汚染、水質汚濁（地下水含む）、土壌汚染及び騒音について基準が定められている。

硫黄酸化物（SO_x）

硫黄の酸化物の総称で、二酸化硫黄、三酸化硫黄等がある。石油や石炭に含まれる硫黄分の燃焼によって生成されるほか、火山活動によっても発生する。呼吸器系に対し有害であるとともに、酸性雨の原因ともなる。

窒素酸化物（NO_x）

本来は窒素の酸化物の総称。大気環境分野では一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を指す。自動車や工場などの排ガスに含まれ、呼吸器系に対し有害である。

一酸化炭素（CO）

炭素やその化合物が不十分な酸素供給下で生成される無色、無臭の有毒な気体。自動車や燃焼炉などからの排ガス中に含まれる。

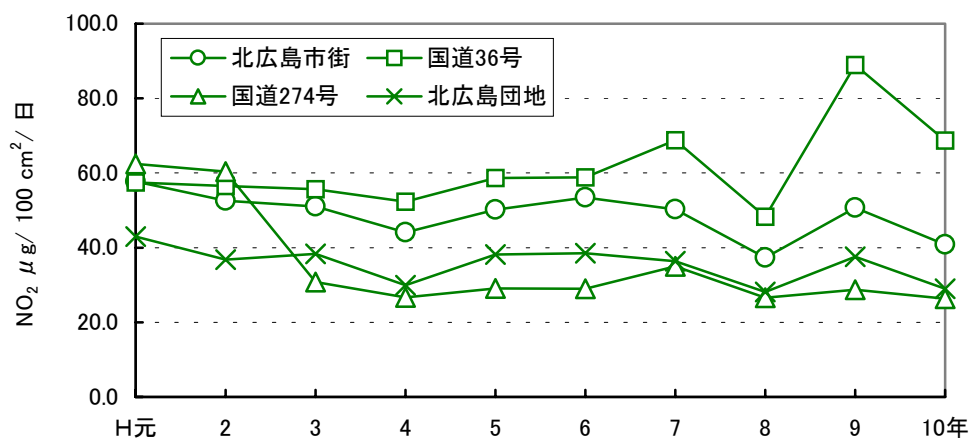
光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素等の大気中の汚染物質が太陽光に照射されて起こる光化学反応によって、二次的に生成されるオゾン等の酸化力の強い物質の総称。

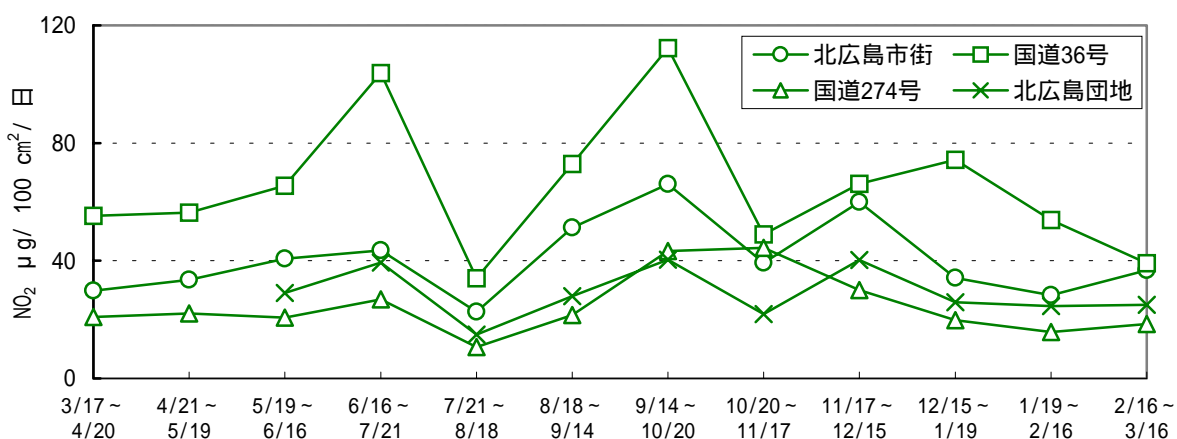
大気の状態

現在、市が行っている大気汚染物質の簡易測定によると、過去からの推移では窒素酸化物、硫黄酸化物ともにほぼ横ばいで、季節的には冬に値が高くなる傾向がみられます。地域別にみると、大曲地域で値が高くなっていますが、これは交通量の多い国道36号の自動車排出ガスが主な原因とみられます。

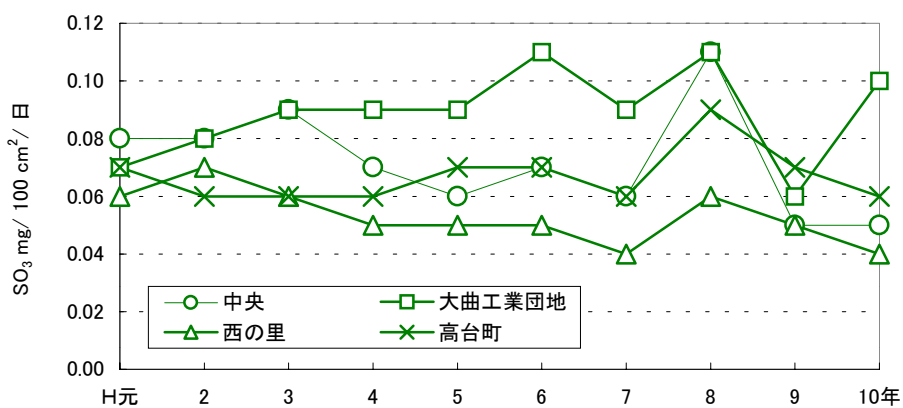
窒素酸化物の経年変化



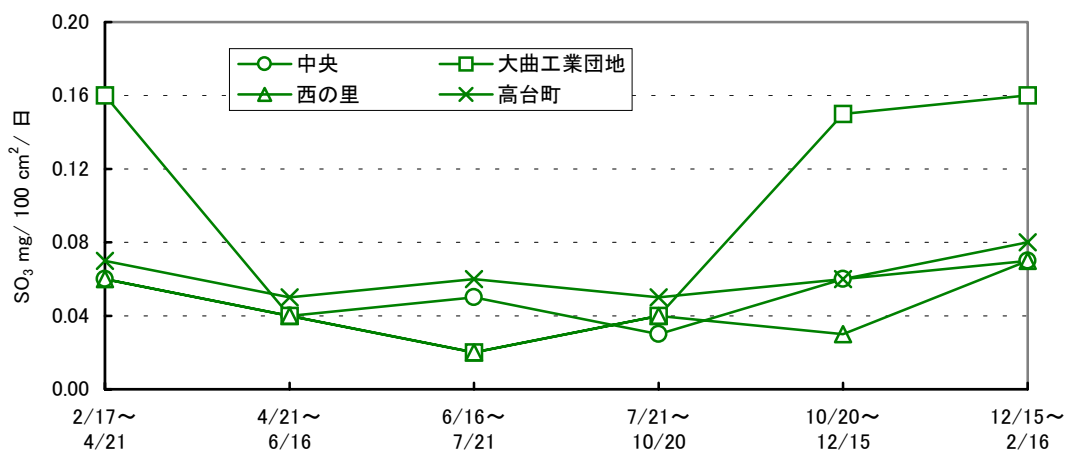
窒素酸化物の季節変化 (平成10年度)



硫黄酸化物の経年変化



硫黄酸化物の季節変化(平成10年度)

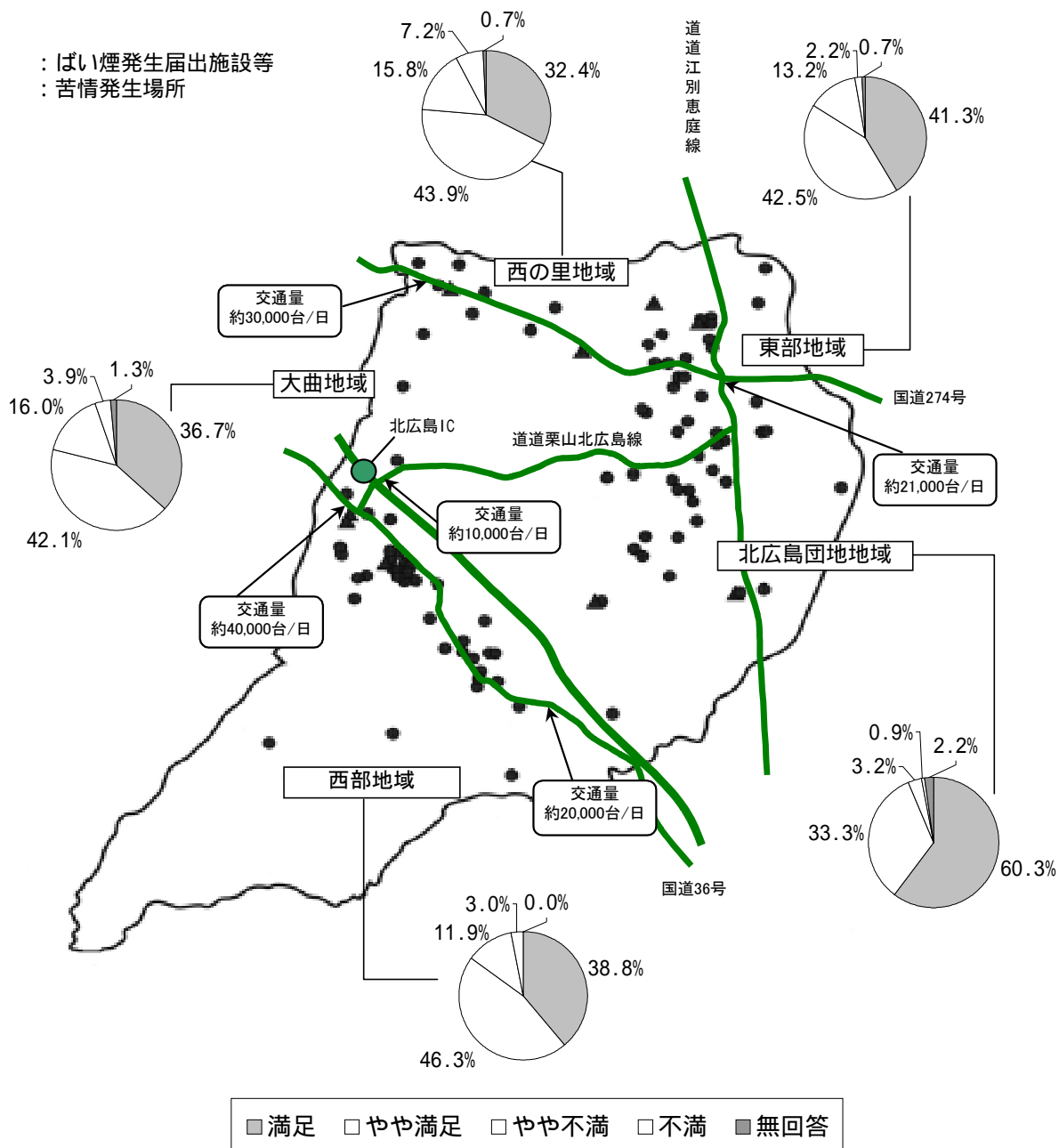


大気の測定状況

大気に関する市民意識

市民に対する環境意識調査では、市全体としては「空気のきれいさ」に「満足」、「やや満足」という回答が多くなっています。「空気のきれいさ」に「不満」とした回答においては、原因と考えているものとして、自動車が多くあげられています。西の里地域においては、「不満」とする回答が他の地域に比べ多く、原因と考えているものとして、自動車よりも事業場等の焼却施設が多くあげられています。

こうした声に応えるためにも、今後、調査体制の整備により、大気汚染物質の発生源を把握していくことが求められます。



(2) 水質の汚濁

水質の状況

市では、生活環境項目及び健康項目 について水質測定を行っています。生活環境項目では、島松川や裏の沢川、熊の沢川などにおいて、BOD や大腸菌群数の値が高い傾向がみられます。

健康項目についての調査では、重金属などの人の健康に有害な物質は検出されていません。

主な河川の水質調査結果
(生活環境項目・平成10年度調査)

| 測定地点 河川 | 地点 | 測定 月 | pH | BOD (mg/l) | DO (mg/l) | SS (mg/l) | 大腸菌群数 (MPN/100ml) | |
|------------|------|---------|-----|---------------|--------------|--------------|----------------------|--------|
| | | | | | | | | |
| 千歳川 | 千歳川橋 | 04 | 7.3 | 1.2 | 10.0 | 4 | 110 | |
| | | 06 | 7.1 | 1.8 | 8.6 | 8 | 1,300 | |
| | | 08 | 7.2 | 2.3 | 7.6 | 18 | 790 | |
| | | 10 | 7.0 | 1.9 | 9.2 | 14 | 1,300 | |
| | | 12 | 7.3 | 1.2 | 12.0 | 9 | 110 | |
| | | 02 | 7.4 | 2.1 | 12.0 | 8 | 23 | |
| | 広幌橋 | 04 | 7.3 | 1.5 | 10.0 | 4 | 460 | |
| | | 06 | 7.1 | 2.1 | 8.3 | 11 | 1,300 | |
| | | 08 | 7.2 | 2.5 | 7.6 | 16 | 3,500 | |
| | | 10 | 7.1 | 2.1 | 9.3 | 12 | 1,300 | |
| | | 12 | 7.3 | 1.3 | 12.0 | 8 | 110 | |
| | | 02 | 7.4 | 2.7 | 12.0 | 10 | 350 | |
| 島松川 | 南9号橋 | 04 | 7.4 | 3.2 | 11.0 | 3 | 240 | |
| | | 06 | 7.2 | 5.2 | 9.5 | 3 | 170 | |
| | | 08 | 7.2 | 1.4 | 8.8 | 8 | 490 | |
| | | 10 | 7.1 | 2.9 | 11.0 | 6 | 2,400 | |
| | | 12 | 7.4 | 4.4 | 13.0 | 5 | 240 | |
| | | 02 | 7.4 | 6.3 | 12.0 | 5 | 1,100 | |
| | 中流 | 05 | 7.5 | 1.0 | 11.1 | 2 | 1,400 | |
| | | 09 | 7.5 | 1.0 | 10.3 | 2 | 1,300 | |
| | | 11 | 7.5 | 0.5 | 14.0 | 2 | 1,700 | |
| | 仁井別川 | 下流 | 05 | 7.5 | 1.4 | 10.3 | 2 | 790 |
| | | | 09 | 7.7 | 1.0 | 10.2 | 3 | 1,100 |
| | | | 11 | 7.7 | <0.5 | 14.4 | 2 | 240 |
| 中流 | | 05 | 7.5 | 0.8 | 9.6 | 3 | 240 | |
| | | 09 | 7.6 | 0.6 | 10.5 | 2 | 2,400 | |
| | | 11 | 7.7 | <0.5 | 14.0 | 5 | 490 | |
| 音江別川 | 下流 | 05 | 7.8 | 1.2 | 10.6 | 6 | 130 | |
| | | 09 | 7.8 | 1.0 | 10.6 | 2 | 1,100 | |
| | | 11 | 8.0 | 0.5 | 13.9 | 2 | 1,700 | |
| | 上流 | 05 | 7.4 | 0.7 | 9.7 | <1 | 49 | |
| | | 09 | 7.5 | 0.6 | 9.7 | <1 | 240 | |
| | | 11 | 7.4 | <0.5 | 13.8 | <1 | 23 | |
| 輪厚川 | 下流 | 05 | 7.6 | 1.2 | 10.8 | 3 | 13,000 | |
| | | 09 | 7.3 | 4.0 | 7.1 | 170 | 17,000 | |
| | | 11 | 7.5 | 1.5 | 12.3 | 29 | 3,300 | |
| | 中流 | 05 | 7.7 | 1.0 | 10.8 | 3 | 2,200 | |
| | | 09 | 7.4 | 3.5 | 8.2 | 160 | 7,900 | |
| | | 11 | 7.6 | 1.6 | 12.8 | 140 | 1,300 | |
| | 上流 | 05 | 7.5 | 1.6 | 10.6 | 3 | 680 | |
| | | 09 | 7.3 | 4.0 | 8.3 | 58 | 11,000 | |
| | | 11 | 7.4 | 3.8 | 12.5 | 7 | 1,400 | |
| | 裏の沢川 | 下流 | 05 | 7.4 | 1.2 | 11.3 | 2 | 490 |
| | | | 09 | 7.1 | 5.3 | 6.9 | 190 | 17,000 |
| | | | 11 | 7.3 | 2.5 | 12.1 | 36 | 7,900 |
| 中流 | | 05 | 7.2 | 1.6 | 10.2 | 5 | 790 | |
| | | 09 | 7.4 | 3.7 | 7.0 | 250 | 11,000 | |
| | | 11 | 7.4 | 3.8 | 11.9 | 80 | 4,900 | |
| 野津幌川 | 下流 | 05 | 7.5 | 2.0 | 10.2 | 6 | 6,800 | |
| | | 09 | 7.8 | 2.1 | 9.4 | 7 | 79,000 | |
| | | 11 | 7.8 | 1.7 | 12.8 | 3 | 24,000 | |
| | 上流 | 05 | 7.6 | 1.5 | 10.6 | 3 | 490 | |
| | | 09 | 8.6 | 1.4 | 11.5 | 4 | 110,000 | |
| | | 11 | 8.1 | 1.7 | 13.2 | 9 | 1,100 | |
| 大曲川 | 下流 | 05 | 7.4 | 1.5 | 10.5 | 4 | 3,300 | |
| | | 09 | 7.9 | 1.8 | 9.5 | 8 | 170,000 | |
| | | 11 | 7.7 | 1.1 | 12.6 | 1 | 7,900 | |
| | 中流 | 05 | 7.3 | 1.5 | 9.9 | 3 | 1,300 | |
| | | 09 | 7.7 | 0.8 | 9.3 | 5 | 33,000 | |
| | | 11 | 7.7 | 0.8 | 11.4 | 1 | 1,300 | |
| 熊の沢川 | 下流 | 05 | 6.7 | 4.0 | 9.8 | 6 | 33,000 | |
| | | 09 | 7.9 | 1.2 | 9.3 | 6 | 11,000 | |
| | | 11 | 7.7 | 8.7 | 13.0 | 1 | 3,300 | |
| | 上流 | 05 | 7.4 | 1.9 | 9.8 | 6 | 17,000 | |
| | | 09 | 7.8 | 1.5 | 7.9 | 13 | 22,000 | |
| | | 11 | 7.9 | 1.4 | 11.2 | 3 | 790 | |

生活環境項目及び健康項目

生活環境項目は、生活環境の保全に関する環境基準に定められた5項目。健康項目は、人の健康の保護に関する環境基準に定められた23項目。

BOD (生物化学的酸素要求量)

水中の有機物による汚濁の程度を示す指標の一つ。水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素量を示したもので、この値が大きいほど水が有機物により汚濁していることを示す。

大腸菌群数

大腸菌群は、グラム陰性、無芽胞の桿菌で、乳糖を分解して酸とガスを産生する好気性、通性嫌気性の細菌。人畜の腸内に存在し、大腸菌群が検出された場合、人畜のふん便による汚染を示す。

水質保全の課題

生活排水については、下水道普及率が 94.6%（平成 12（2000）年末）と高い水準にあります。しかし、下水道処理区域外に立地する事業場などにおける排水処理が不十分であり、今後、合併処理浄化槽の設置など処理施設の整備が求められています。また、下水道が普及している地域においても、事業場の敷地内から漏れた油が、雨水管を通過して河川に流出するなどの事故も起きています。

さらに、農業、ゴルフ場で使用される農薬、肥料など環境汚染を引き起こすおそれのある物質の適正な使用・管理の指導を進める必要があります。

本市を流れる河川には、千歳川のほか、市内を源流とする中小河川がありますが、中小河川では、その水量が少ないため、汚染物質による負荷があると、水質が悪化しやすく、今後とも定期的な水質測定、発生源の把握・監視を行っていくとともに、ダイオキシン類など有害化学物質の汚染状況の調査体制の整備が求められます。



水質の測定状況

pH（水素イオン濃度）

酸性、アルカリ性を示す指標で、7.0 を中性とし、7.0 を超えるとアルカリ性、7.0 未満が酸性。一般に河川の pH は、7 付近となっている。

DO（溶存酸素）

水中に溶け込んでいる酸素の量。この値が低いほど汚濁度が高く、4 ~ 5 mg/ℓ以下になると、普通の魚は生息が困難である。

SS（浮遊物質）

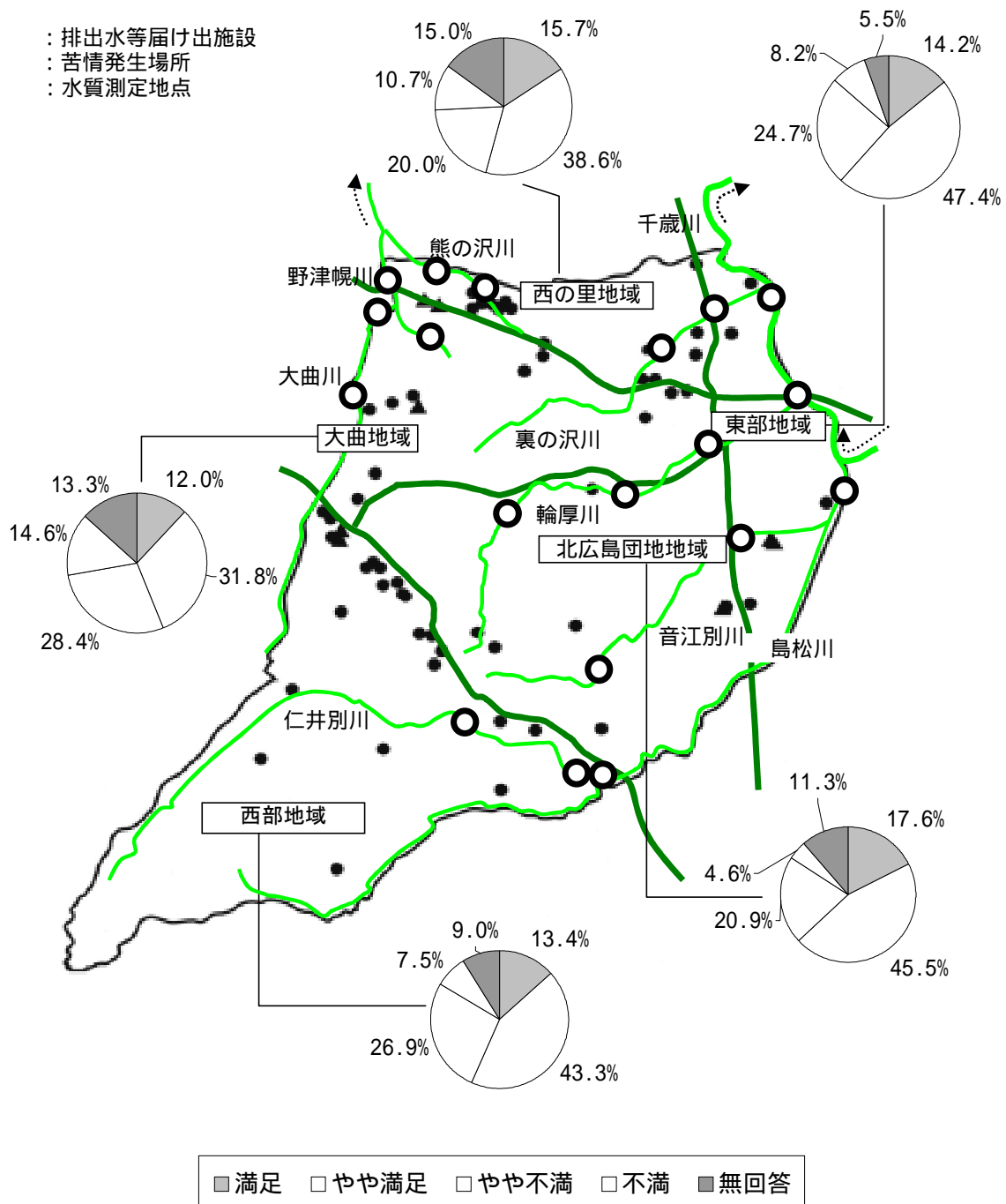
粒径 2 mm ~ 1 μ の水に溶けない混濁物の総称。この値が高いほど、水の濁度が大きい。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を併せて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、生活排水の汚濁を低減する効果がある。

水質に関する市民意識

市民に対する環境意識調査では、市全体としては半数程度の方が「川の水のきれいさ」に「不満」、「やや不満」という結果になっています。特に大曲地域では「川の水のきれいさ」に対する満足度が他の地域に比べ低くなっており、原因と考えているものとしては、ゴルフ場があげられています。



(3) 悪臭

悪臭の状況

悪臭は、市に寄せられる公害苦情の中で最も多く、養鶏場や堆肥場など、農・畜産業に関する苦情が主となっているほか、浄化槽や焼却施設に対する苦情が寄せられています。

市では、こうした発生源に対し、悪臭防止対策をとるよう悪臭防止法等に基づき指導を行っていますが、完全な解決には至っていません。この背景には、養鶏場などの規模の拡大などによりふん尿等の量が増大する一方で、以前ほど堆肥として使われなくなってきたこと、また、市民の生活範囲から離れた場所に立地していたものが、市街地の拡大により、生活範囲と産業活動エリアが近接したことにあります。

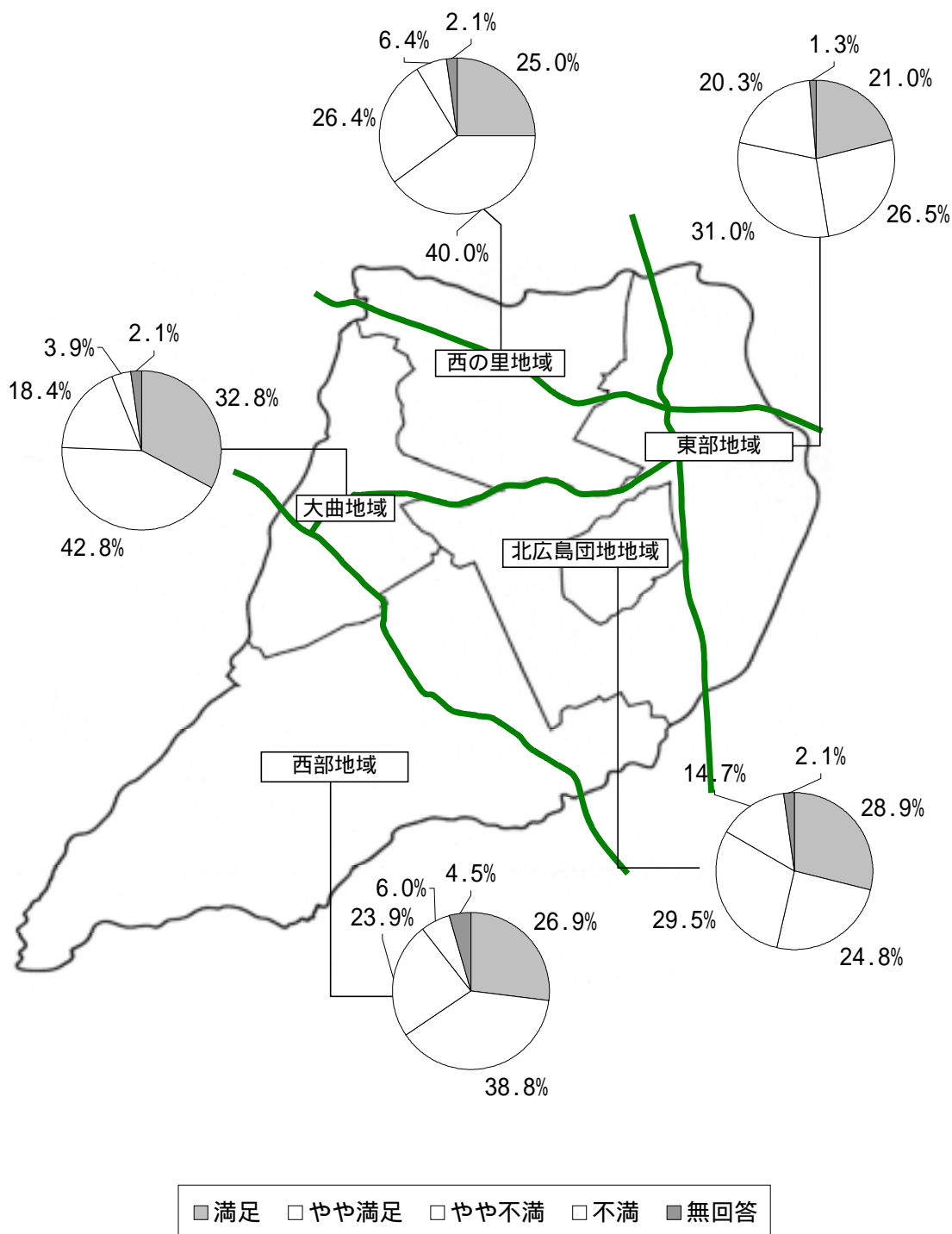
このため、いっそうの事業者による悪臭防止の努力、及び行政による指導、支援といった発生源対策が必要です。また、これまでの経緯を踏まえ、今後のまちづくりにおいては、産業活動による市民生活に与える影響を十分考慮していくことが求められます。



悪臭の測定状況

悪臭に関する市民意識

市民に対する環境意識調査では、市全体では半数程度の人が「におい」に「不満」、「やや不満」という結果になっています。特に、東部地域及び北広島団地地域において「におい」に対する満足度が低くなっています。原因と考えているものとしては、市全体では農業・畜産が多くあげられています。西の里地域では焼却施設が多くなっています。



(4) 騒音・振動

騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源としては、自動車によるもののほか、工場の操業や建設作業によるもの、航空機、自衛隊の演習などによるものがあげられます。

工場操業や建設作業に伴う騒音については、事業者に対し防止対策をとるよう指導を進め、自衛隊の演習による騒音については、現況の把握に努め、必要に応じて改善要請を行っていく必要があります。

自動車交通騒音については、国道 36 号、国道 274 号、道々江別恵庭線における平成 10(1998)年度の測定結果では、3 路線とも要請限度の範囲内にあるが、環境基準を超えている、という状況となっています。

平成 11(1999)年度より、騒音に関する新たな環境基準が施行されたため、騒音測定体制の整備とともに、総合的な自動車交通騒音対策を講ずることが求められます。

要請限度

騒音規制法において、自動車騒音がこの限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、都道府県知事が都道府県公安委員会に交通規制等の措置をとるよう要請することができることとされている限度。平成 12 年度に要請限度が改正されている。

環境基準を超えている

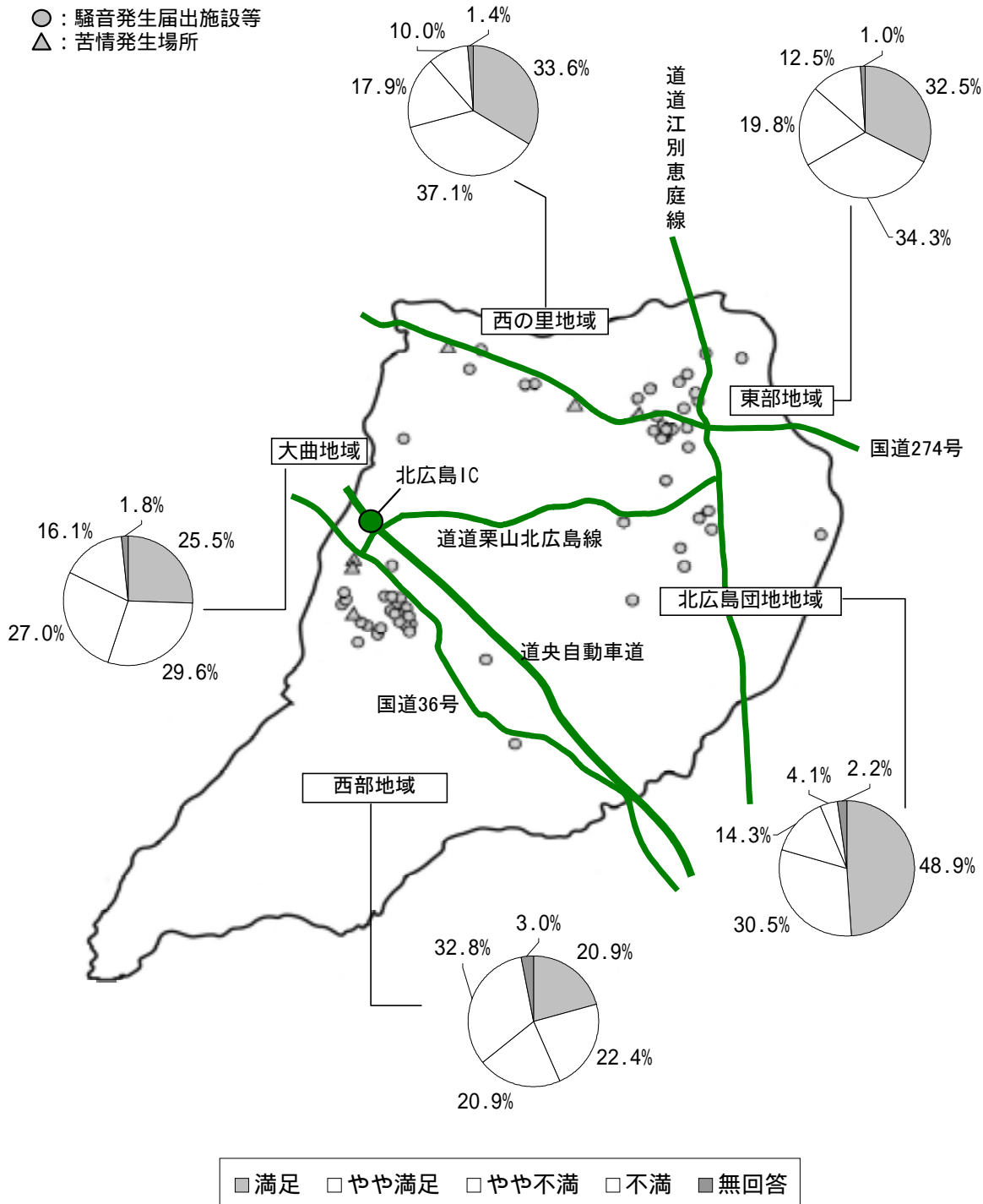
平成 10 年度の騒音測定結果では、旧環境基準と比較して環境基準を超えている。平成 11 年度以降については、騒音に関する環境基準が平成 11 年度に改正されている。改正のポイントは、以下のとおりとなっている。

- ①騒音の評価手法として、これまでの中央値から等価騒音レベルに変更
等価騒音レベルとは、騒音データをエネルギー量で平均して、何dBの騒音に相当するかを求めたもの。騒音の総暴露量を正確に反映し、主観的評価との対応が良好であること、交通量等のデータから沿道の騒音レベルを推計する方法が明確であり、環境アセスメントにも適すること、国際的にも広く採用されていることなどの利点がある。
- ②新たな評価の原則の導入
個別の住居等を単位とする評価については、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の影響を受けやすい面によって評価する。道路に面する地域における地域としての達成状況は、原則として一定の地域ごとに当該地域内の全ての住居等のうち環境基準の基準値を超過する戸数及び超過する割合を把握することによって評価する。
- ③環境基準値の設定
地域の類型、時間の区分、基準値等が変更。
- ④達成期間の設定
道路に面する地域以外の地域は、環境基準の施行後直ちに達成され、または維持されるよう努める。
道路に面する地域については、既設道路は、環境基準の施行後 10 年以内を目途として達成され、または維持されるよう努める。ただし、幹線交通を担う道路に面する地域であって、道路交通量が多くその達成が著しく困難な地域については、10 年を超える期間で可及的速やかに達成されるよう努める。
道路に面する地域以外の地域が、環境基準が施行された日以降計画された道路の設置によって新たに道路に面することとなった場合にあっては上記にかかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は維持されるよう努める。

騒音・振動に関する市民意識

市民に対する環境意識調査では、市全体で約6割が「静かさ」、「振動」に対し「満足」、「やや満足」と回答しています。しかし、西部地域では「静かさ」、「振動」に対する満足度が低くなっています。

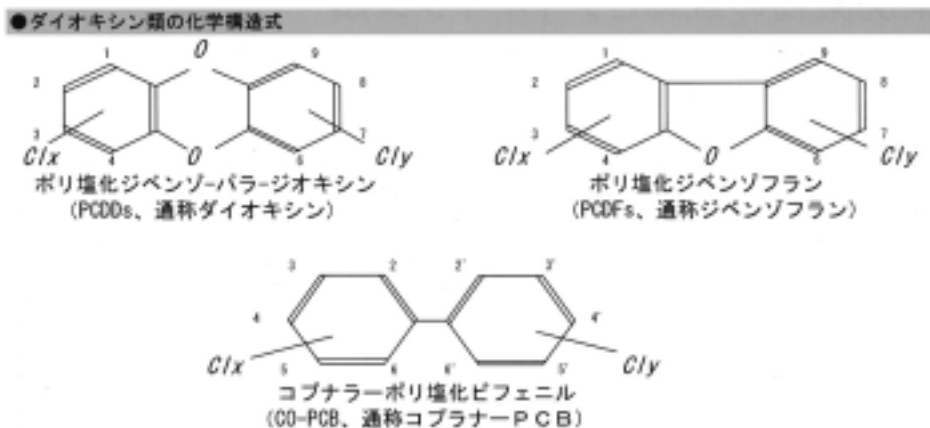
騒音の原因と考えているものとしては、自動車、航空機、自衛隊の演習が、振動では自衛隊の演習が多くあげられています。



(5) 有害物質

人体や環境に対して大きな影響を及ぼす重金属や化学物質は、大気、水などを通して土壌に蓄積され地下水へと浸出するおそれのあることから、適切な管理、監視が求められています。特に、有害化学物質とよばれる物質は、非常に微量でも人体や環境に対する影響があり、厳密に管理することが求められています。

なかでも、ダイオキシン類については、事業場等の焼却炉や簡易焼却炉、野焼きなど、焼却によって発生し環境中に放出されるおそれがあります。また、身近なところでも、古い蛍光灯に PCB が使用されているなど、有害化学物質の汚染状況や発生源等の実態について、市民に正確な情報が提供されるような体制整備が求められています。



3 . 自然環境の状況

(1)自然環境

本市は「みどりの多いまち」といわれ、市内には森林、草原、河川、水辺地等の多様な自然環境が存在していますが、住宅地の開発等により、その自然の姿が変えられつつあります。

市内には、貴重な自然環境を保全、保護するなどの目的で保全すべき地域（特別天然記念物、鳥獣保護区、環境緑地保護地区、学術自然保護地区）が指定されていますが、これら以外の地域の自然環境、特に民有地については、将来的には減少することも懸念され、保全を進めていくことが求められています。また、自然環境を生育・生息の場としている野生生物については、近年、移入動物であるアライグマによる在来の野生生物への影響が懸念されるなど、人間の手によって地域の生態系が乱されています。

こうしたことから、現存する北広島の自然を保全し、また損なわれた自然環境を回復し、将来の世代に受け継いでいくことが私たちの責務となっています。

このため、地域の自然環境の現況（野生生物の生息状況、生態系の状況等）を詳細に把握したうえで、その機能や重要性を明らかにし、保全手法の方向づけを行うことが重要です。しかしながら、現在、市ではこうしたデータが十分に蓄積されておらず、早急な自然環境の調査、データベースの整備が求められています。

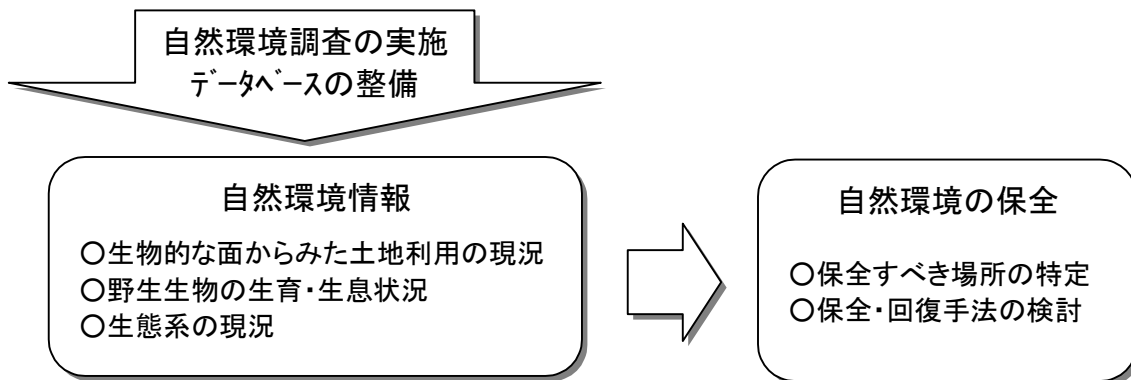
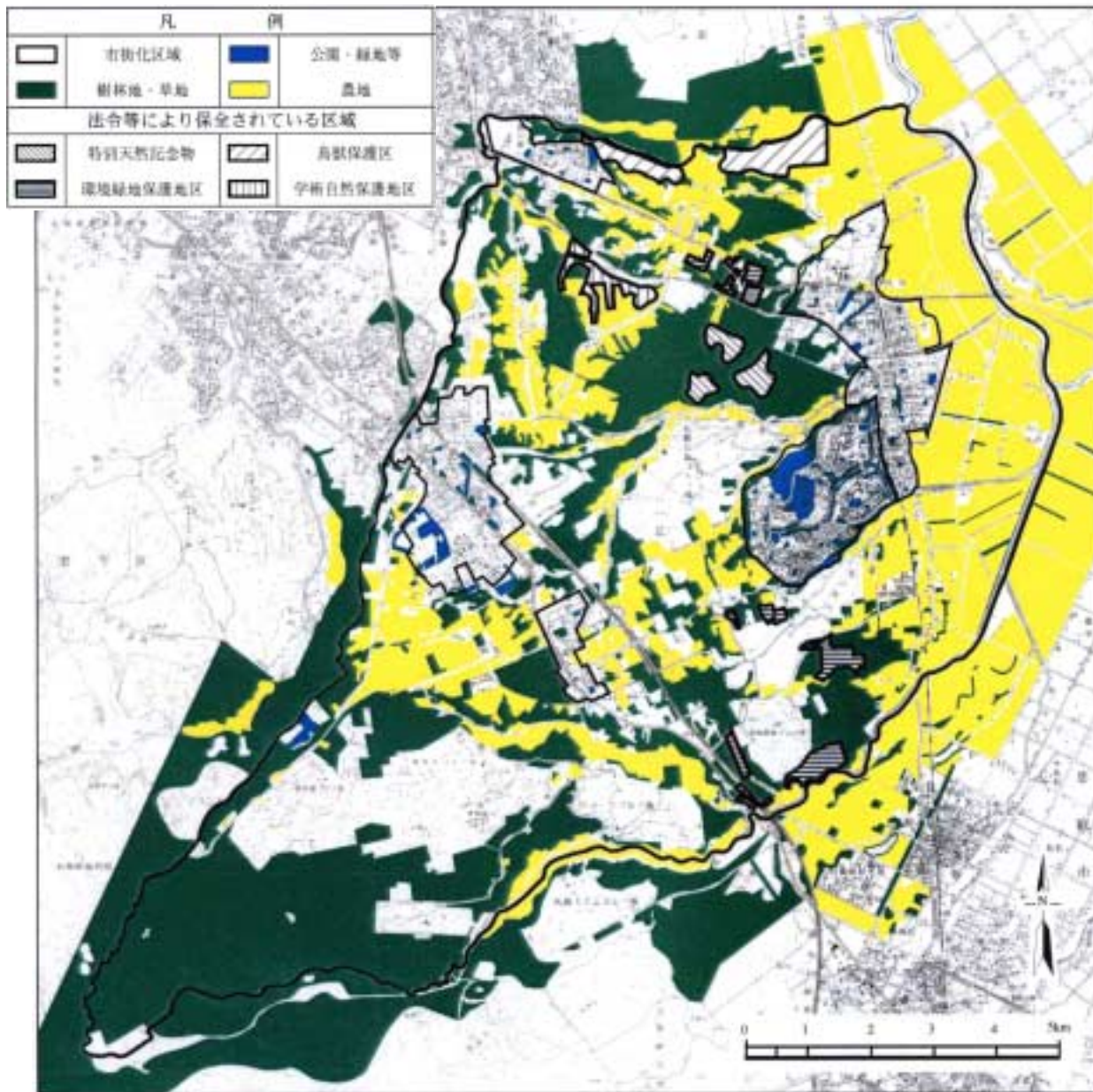
さらに、こうした情報に基づいた自然環境を保全するための制度（環境影響評価制度など）や条例の整備の検討が求められます。

(2)自然とのふれあい

本市では、北広島レクリエーションの森において野鳥観察会を開催しているほか、自然の森キャンプ場において野外活動を行っているなど、自然とのふれあいを進めています。自然とのふれあいは、自然の仕組みを知り、自然保護に対する理解を深めるうえで重要であるとともに、心の豊かさを育むといった面でも日常生活や余暇活動において重要なものとなっています。

今後、こうした自然とのふれあいの場、機会の確保を、環境学習等の一環として位置づけ、自然を通じた環境に理解あるひとづくりを積極的に進めていくことが求められます。

土地利用、保全指定区域の状況と今後の自然環境保全のあり方



4 . 快適環境の状況

(1) みどり

本市はみどりの多いまちといわれており、樹林地、農地が市街地を囲むようにまとまって存在していることがみどりを多く感じさせています。特に樹林地は、水源かん養 や大気浄化などの多面的かつ公益的な機能 を持っています。

現存するみどりは、将来的に住宅地などに転換される可能性があるため、樹林地、農地、草地それぞれの詳細な情報を把握し、それぞれの場所の位置づけを明確にしたうえで、保全・活用の方向性を早急に示すことが重要となっています。市では、平成 10 (1999) 年に仁井別川上流の山林 171.2 ha を水源かん養機能の保全を主眼に取得していますが、今後とも森林の公有化の検討など、具体的な樹林地の保全措置を図っていくことが求められます。

さらに、公共施設の緑地や街路樹など市街地における緑化を進め、周囲のみどりと調和した市街地を形成していく必要があります。



駅前（東口）の様子

みどり

みどりという言葉は広く用いられ、その定義は省庁などによって様々であるが、本計画においては、自治体において一般に用いられている「独立または一団の樹林地、農地、草地」を指すこととする。

水源かん養機能

樹林地などが降雨または融雪水の地下への浸透を助長し、地中に貯まった水を徐々に流出させる機能。洪水の防止、水資源の確保に役立っている。

(樹林地の) 公益的な機能

水源かん養機能のほか、国土保全機能（土砂崩壊防止、土砂流出防止、なだれ防止等）、生活環境保全機能（大気浄化、騒音遮断、気温緩和、防風、防雪等）、保健文化機能（森林浴、レクリエーション、自然環境保全等）の機能などをいう。

(2)公園・緑地など

公園・緑地や河川の水辺は、憩いの場、自然観察、レクリエーションの場などとして利用され、私たちにゆとりや安らぎを与えています。

公園・緑地の現状と課題

市民一人当たりの都市公園 面積は 34.96 m²となっており、全国平均 7.7 m²、全道平均 20.38 m²に比べ多くなっています（平成 10(1998)年度末）。都市公園以外では、北広島レクリエーションの森、野幌森林公園などがあります。

北広島団地地域には緑葉公園、東部地域では北広島レクリエーションの森など、規模の大きい公園等が近くにありますが、西部地域では、身近な公園・緑地が比較的少なく、公園・緑地の整備が望まれます。

水辺の現状と課題

水辺については、輪厚川の中央～共栄付近は、親水空間が整備され、住民の憩いの場、子どもの遊び場として親しまれています。また、市内を流れる河川の上流には、自然のままの河川が残されています。

今後も、水に親しめるような河川空間を増やしていくとともに、生き物が生息できるような水辺を復元・創造していくことが求められています。一方、水辺におけるごみの散乱などがみられ、市民のモラルの向上が求められます。



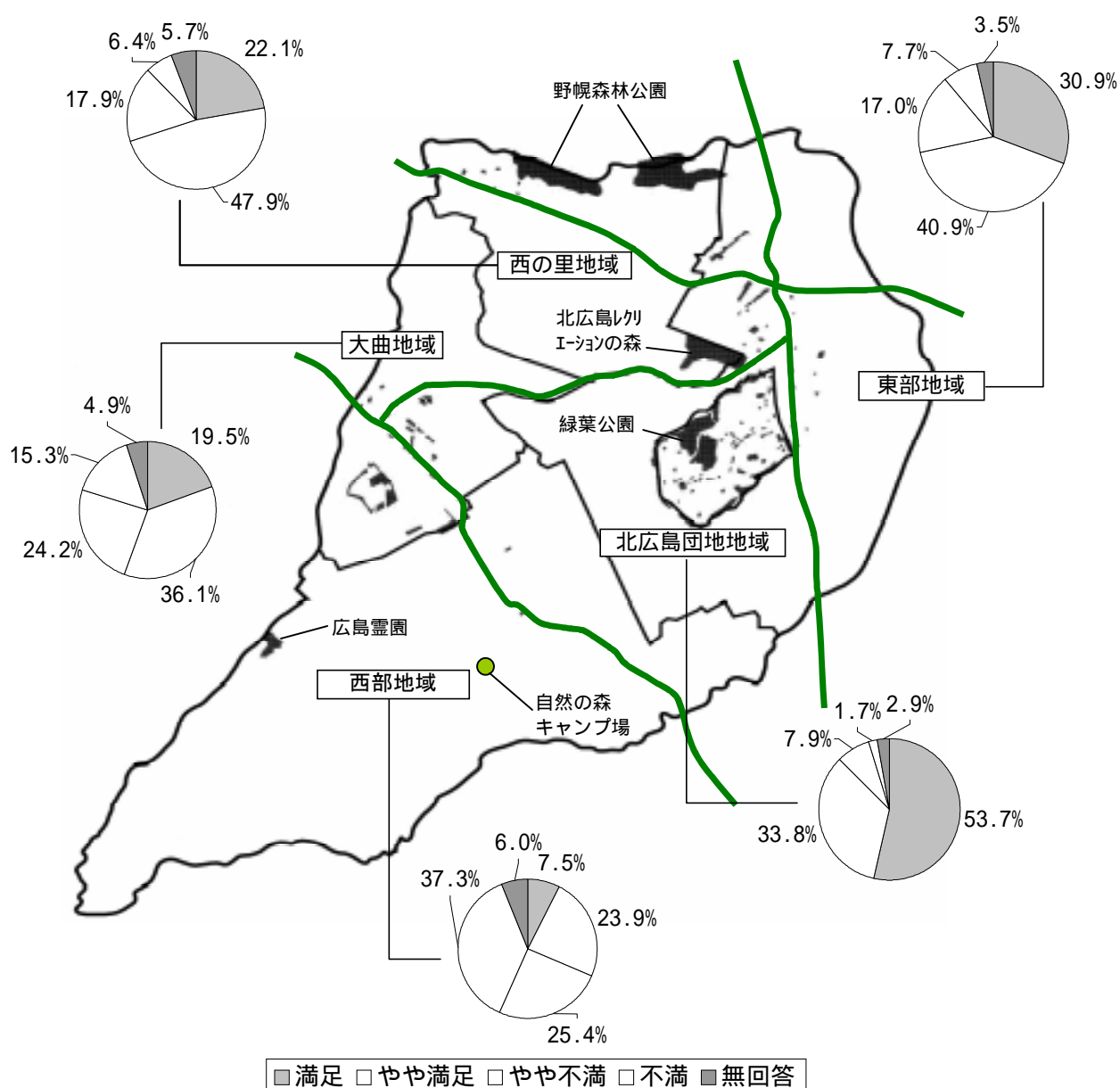
輪厚川の親水空間

都市公園

都市計画区域内に、国や地方公共団体が設置した公園・緑地や、墓園及び都市計画区域外に都市計画決定し開園したものをいう。

公園・緑地に関する市民意識

市民に対する環境意識調査では、市全体で「公園や広場の多さ」に対して7割程度が「満足」、「やや満足」という回答となっていますが、大曲地域及び西部地域においては、満足度が低くなっています。



(3) 景観

本市の景観の特徴としては、台地からの眺望の良い場所が多いこと、森林、緑地が重要な景観構成要素となっていることがあげられます。

市では、平成 8 (1996) 年 3 月に「素敵なまちを未来へ伝える」をテーマとする「都市景観形成基本計画」を策定しており、「人と森が描くまち」に向けた景観形成の取組を進めています。この中で景観形成上、以下のような課題があげられています。

- 都市的な景観と農山村的な景観の中間に位置するまちとして、景観上もその特性を生かす
- 分散した市街地の真ん中に広がる森林及び国有林と、市街地のまわりに残る森林・緑地などの維持・保全
- 幹線の沿道景観の印象を良くするとともに、沢沿いの道路・JR 線から見える斜面緑地・森林などの維持・保全
- 島松沢に代表されるような歴史性や個性のある景観づくり
- まちとしての景観上でまとまりに欠けるため、核・シンボルとなるような施設・市街地、商店街などの整備

こうした点に留意し、今後も引き続き良好な景観を形成する取組を進めていくことが大切です。

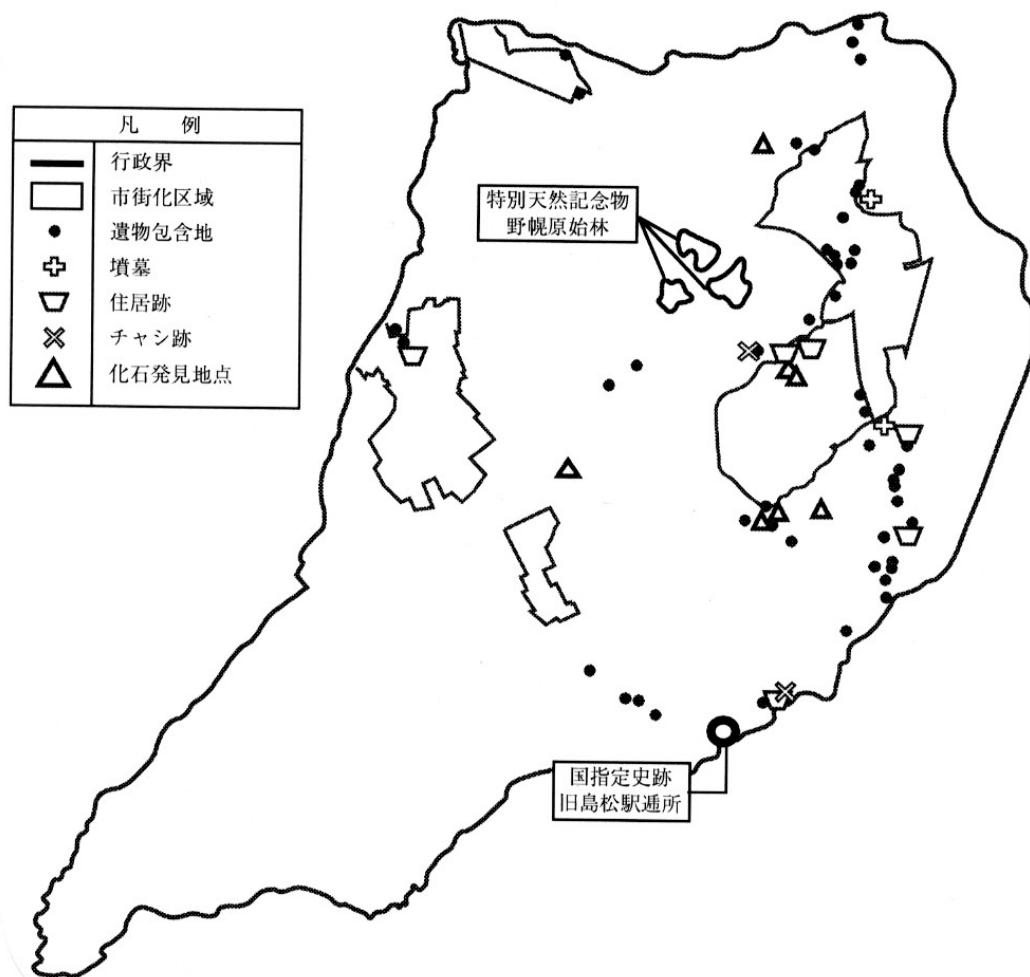
なお、市民に対する環境意識調査では、「街並みの美しさ」について市全体では 6 割程度が「満足」、「やや満足」と回答しており、特に北広島団地地域では他の地域に比べ満足度が高くなっています。

(4) 歴史・文化

市内で確認されている歴史的文化遺産は、国の史跡に指定されている旧島松駅通所のほか、先人たちが暮らした足跡としての遺物包含地が 48 ヶ所、墳墓が 2 ヶ所、住居跡が 6 ヶ所、チャシ跡が 2 ヶ所（計 58 ヶ所）となっています。

しかし、こうした歴史的文化遺産が市民に身近なものとして保全、活用されていない現状にあり、北広島の貴重な財産である歴史的文化遺産を、地域の風土や産業の歴史と結びつけ、北広島の地に生きた先人の知恵と経験を学ぶことができる場にしていく必要があります。

歴史的文化遺産の分布



歴史的文化遺産の説明

- ・遺物 : 縄文時代早期～後期にかけての土器など
- ・墳墓 : 縄文時代後期の一定の範囲を持つ墓
- ・住居跡 : 縄文時代前期～後期にかけての住居跡
- ・チャシ跡 : 17～18世紀のアイヌ民族の砦跡

5 . 廃棄物、エネルギーの状況（循環）

(1) 廃棄物

我が国の廃棄物をめぐる状況としては、平成 22(2010)年度までに、平成 8 (1996)年比で最終埋立量を半分、リサイクル率を 24%に、という国の目標が示され、また容器包装リサイクル法、家電リサイクル法が施行されるなど、循環型社会に向けた取組が全国的に進められています。

本市においては、家庭からのごみを普通ごみ、粗大ごみ、有害・危険ごみに分けて収集し、このうち、普通ごみと粗大ごみは破碎処理後、埋立しており、有害・危険ごみの一部（電池等）は委託処理しています。資源物としては、紙パック、雑ビン、アルミ缶、スチール缶に分けて収集し、また粗大ごみなどから鉄くずを回収しています。平成 12（2000）年 10 月からは、容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルをはじめとするプラスチック・紙の容器包装も収集し、リサイクルしています。一方、事業系ごみについては破碎処理後、埋立しています。

本市における平成 10(1998)年度末の一人一日当たりの一般廃棄物排出量は約 1,300g となっており、全国平均よりも 2 割弱程度多くなっています。また、一人一日当たりの家庭系のごみ排出量も増加傾向にあります。

このため、市民、事業者、市が一致協力して、廃棄物の発生抑制、再利用を進めるとともに、資源物の収集品目を拡大するなどリサイクルを推進し、ごみの排出を減らしていく必要があります。

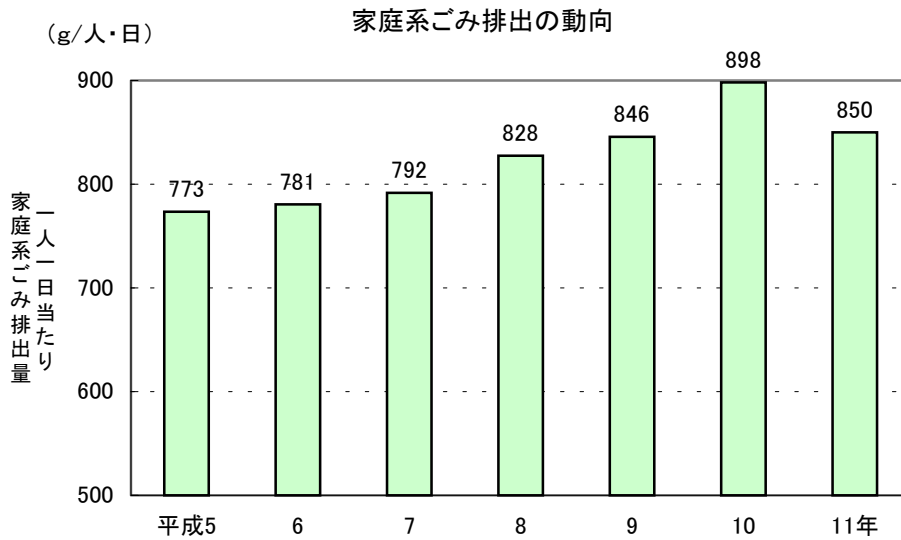
廃棄物処理については、人の健康や環境に対する影響をできるだけ低減するような処理方式を今後検討し、採用していくことが求められています。

容器包装リサイクル法

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。平成 12（2000）年 4 月より本格施行。びん、缶、プラスチック、紙類の容器・包装を対象とし、消費者は分別排出、市町村は分別収集、メーカー・小売店などの事業者は自ら、または指定法人やリサイクル業者に委託して再商品化する、という三者の役割分担を定めている。

家電リサイクル法

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。平成 13（2001）年 4 月より施行される。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの 4 品目が当初の対象品目となる。メーカーに使用済み家電のリサイクルを義務づけ、消費者がリサイクル費用を負担する仕組みになっている。



(2) 水資源

大気 - 地中 - 河川・海を大きく循環している水は、私たちの生活における資源として重要であるとともに、河川環境、気候や野生生物の生息・生育などにも大きく関わっています。私たち一人ひとりが水を大切にしていくとともに、市内を流れる河川をきれいな水の豊かな川にしていく取組が求められています。

本市の水道使用量は、人口の伸びに伴い年々伸びていますが、市内から取水していないことから、「千歳川水系水質保全連絡会議」などを通じて広域的な取組を進め、水の健全な循環を保全していく必要があります。

(3) エネルギー

本市における電力消費は、人口の増加とともに伸びており、電化製品の大型化、OA 機器の普及などを背景に、一人当たりの消費量も増加しています。

また、ガスについては北広島団地、西の里団地、大曲柏葉の3ヶ所で主に家庭向けに集中供用されており、一戸当たりの供給量は、ほぼ横ばいで推移しています。

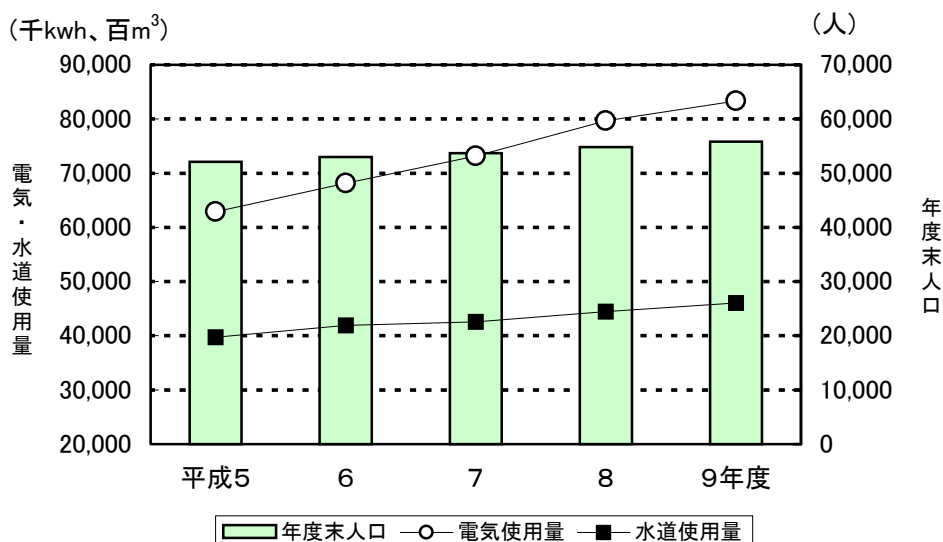
千歳川水系水質保全連絡会議

北広島市、江別市、恵庭市、千歳市、南幌町、長沼町の4市2町、石狩・空知の両支庁、及び江別市浄水場、石狩東部広域水道企業団、長幌上水道企業団が参加する千歳川の水質汚濁防止を目的とする組織。

エネルギーは私たちの生活、産業活動において欠かせないものとなっていますが、エネルギー消費の増加により、地域の大气環境だけでなく地球温暖化など地球環境に大きな影響を与えていることから、市民一人ひとり、個々の事業者が資源・エネルギー消費を減らしていく取組を実行していくことが求められています。

国や道においては、「地球温暖化対策推進法」や「改正省エネルギー法」などに基づいた様々な取組が行われており、本市においても、自ら省エネルギー行動などを率先実行していくとともに、市民・事業者に対し、普及啓発を図っていく必要があります。

電気・水道の年間使用量と人口の動向



地球温暖化対策推進法

正式名称は「地球温暖化対策の推進に関する法律」。平成 11 (1999) 年 4 月より施行。国、地方公共団体、事業者、国民の責務を示しているほか、国・地方公共団体自らの温室効果ガス削減実行計画の策定義務付けなどが盛り込まれている。

改正省エネルギー法

正式名称は「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」。平成 11 (1999) 年 4 月より施行。トップランナー方式 (省エネルギー消費基準を現在商品化されている製品のうちエネルギー効率が最も優れている機器の性能以上にする) の導入、エネルギー多消費の工場・事業場におけるエネルギー使用合理化の徹底などを柱とした改正が行われた。

6 . 地球環境の状況

(1)地球温暖化

現在私たちは、地球温暖化をはじめとする地球規模での環境問題（地球環境問題）に直面しています。地球環境問題の背景には、先進国等における経済活動の拡大、発展途上国における人口の増加等があり、国境を越えた地球規模での取組が求められています。

地球温暖化は、化石燃料の消費などにより大気中に排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増大・蓄積が原因となっており、その影響としては、海面の上昇、異常気象の増加、農作物等への影響などが懸念されています。

温室効果ガスは、電気やガス等のエネルギーの消費、自動車の走行、生ごみなどの埋立処分といった通常の日常生活や事業活動に伴って排出されていることから、地域において温室効果ガスの排出を削減していくことが求められています。

市では、業務における温室効果ガスの排出削減のため、地球温暖化対策推進法に基づき、「地球温暖化対策推進実行計画」を策定し、取組を進めているところです。

(2)オゾン層の破壊

大気中に放出されたフロン等によってオゾン層が破壊され、有害な紫外線の量が増加することで、人体や農作物等への影響が懸念されています。

フロン等は、冷蔵庫や冷凍庫、エアコンなどの冷媒として使用されており、市では、粗大ごみとして収集した冷凍庫等からフロンの回収を行っています。

地球規模での環境問題（地球環境問題）

地球環境問題には、地球温暖化やオゾン層の破壊のほか、酸性雨、熱帯林の減少、開発途上国の公害、砂漠化、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動があり、国際的な取組が行われている。

温室効果ガス

地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質を温室効果ガスと定めている。

フロン等

フロンはハロゲン化された炭化水素の総称。特にオゾン層を破壊しやすい物質は「特定フロン」と呼ばれ、クロロフルオロカーボン、ハロン、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、ハイドロクロロフルオロカーボンなどが指定され、生産、輸出入の全廃、回収・破壊処理が進められている。